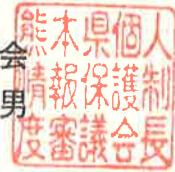


個審議答申第59号
平成27年8月28日

熊本県知事 様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 衛藤 二 男



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項
について（答申）

平成27年7月22日付け宇城総振第177号で諮問のあったドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について、熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諮問のあった、ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務については、次のような条件を付したうえで、適当であると判断する。
 - (1) ドライブレコーダーを設置している公用車については、ドライブレコーダー登載車である旨の表示をすること。
 - (2) ドライブレコーダーを設置することにより生じた効果について分析を行い、その分析結果については、全庁的な情報共有を図ること。
- 2 諮問書に添付された「管理に関する要項（案）」については、正式制定後、公表、周知するとともに、厳格な運用を行い、個人情報の保護には万全を期すこと。
- 3 ドライブレコーダーの運用状況を当審議会に定期的に報告すること。